

# 振替授業用貸出 DVD 規則

2020年8月1日改定

## 第1条（正当な目的の借用）

振替授業用貸出DVD(以下「DVD」)は、運動科学総合研究所(以下「運動総研」)の教授する高度なトレーニング法の学習・鍛練を善良な意思をもって熱心に継続している者(以下「本人」)が、映像を通じ学習・鍛練を行う目的でのみ借用することができる。この目的以外の目的でDVDを借用することはできない。

## 第2条（送付先の限定および送料負担）

DVDの貸出時送付先は日本国内に限るものとし、貸出時の送料は運動総研が、返却時の送料は本人が負担することとする。

## 第3条（キャンセル期限）

申込受付期間最終日の7日後の18時までに運動総研に連絡した場合にのみ、申し込み済みのDVDのキャンセルをすることができ、この場合のキャンセル料は無料とする。この期限を過ぎた場合にはキャンセルはできず料金は全額納入しなければならない。

## 第4条（公開講座参加者規約の適用）

DVDは運動総研主催講座の振替授業として貸し出されるものであり、DVDを借り受け視聴することは運動総研の講座受講と同等の行為とする。したがって運動総研の格別の許可を得ている等の特別の場合を除き、DVDに含まれる情報・内容を著作権者たる運動総研に無断で教え、伝達し、指導すること、および内容を複製(コピー、撮影、録音、文書化等を含む)することは一切禁じられている。

## 第5条（禁止事項）＊一部第4条と重複する項目があります。

次の各項の行為を禁止する。

- 第1項 DVDを本人以外の者に視聴させたり貸与すること。及びDVDを自宅外に持ち出すこと。
- 第2項 DVDを本人以外の者に、相手が個人・店舗・法人を問わずまた有償無償を問わず譲渡すること、及びオークション等に出品すること。
- 第3項 DVDのコピーガードを解除すること及び複製(コピー、撮影、録音、文書化等を含む)すること。
- 第4項 DVDの内容をパソコン等機器(スマートフォン・タブレット等を含む)への取り込み等、デジタルデータ化すること。

## 第6条（返却義務）

DVDは運動総研の指定する返却期限日時までに到着するよう送料を本人負担の上書留郵便または宅配便により返却しなければならない。

## 第7条（罰則）

本人が本規則に違反した場合、以後運動総研の一切の講座に参加する権利を失い、また損害賠償の責を負うものとする。DVDが返却期限日時までに返却されなかった場合、本人は運動総研にDVD貸出料金の2倍相当額を支払わなければならない。

## 第8条（免責）

運動総研は本人に対し、DVDの使用目的への適合性の保証、使用結果についての的確性や信頼性の保証、第三者の権利侵害及び瑕疵担保義務も含め、いかなる責任も一切負わない。

## 第9条（信義誠実の原則）

その他本規則に定めのことについては、本人は信義誠実の原則にのっとり行動するものとする。

以上